

栃木の国保

2018.9 AUTUMN

vol. 68

サシバの里 市貝

■巻頭言

あしかがをもっと元気にしたい！素通り禁止！足利

■メインテーマ

平成30年度

栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

■突撃ルポ 保険者みてある記

第121回 市貝町

サシバの里 市貝

■特別寄稿

第2回

持続可能な社会保障制度の構築に向けて

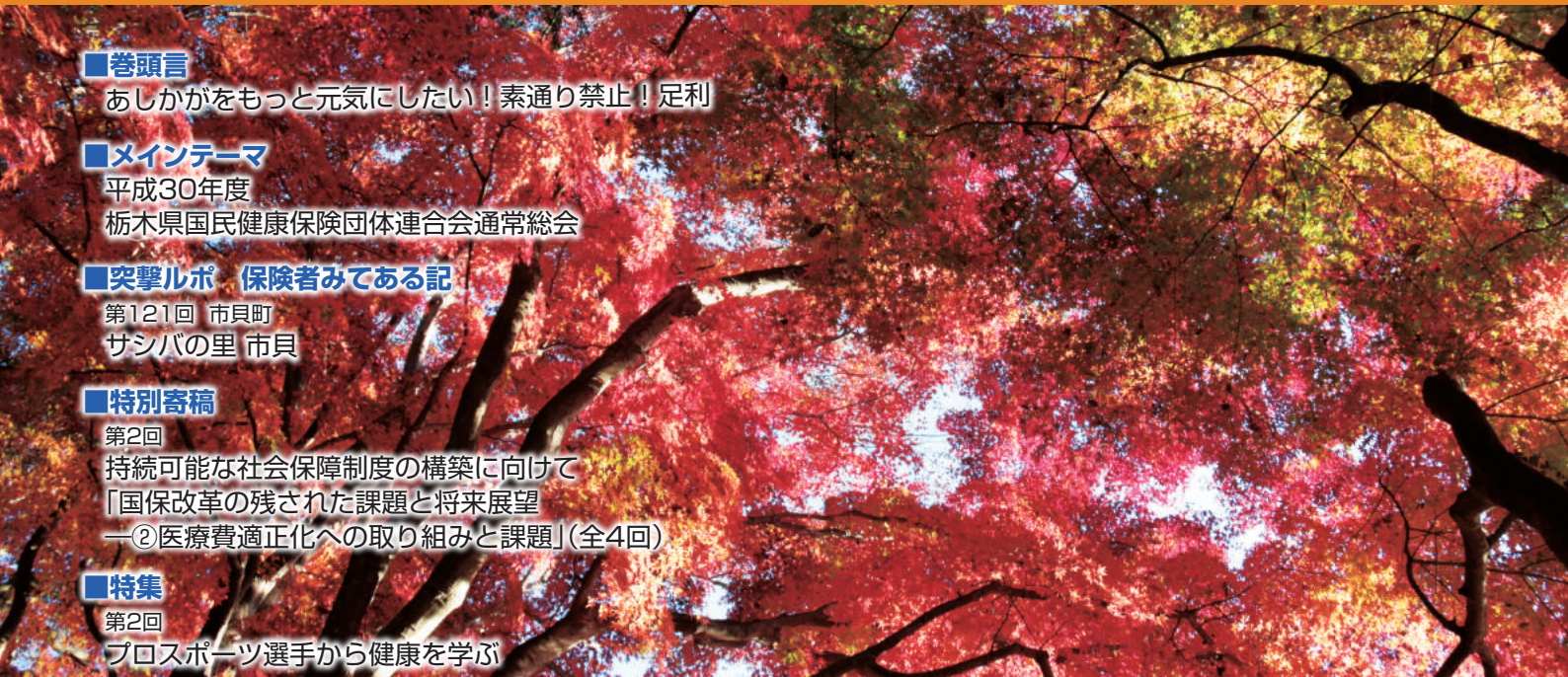
「国保改革の残された課題と将来展望

—②医療費適正化への取り組みと課題」(全4回)

■特集

第2回

プロスポーツ選手から健康を学ぶ



栃木県国民健康保険団体連合会

目次

1 巻頭言



あしかがを
もっと元気にしたい！
素通り禁止！足利

足利市長 和 泉 聡

2 メインテーマ

平成 30 年度栃木県国民健康保険団体
連合会通常総会

5 国保連協会長プロフィール

「国民健康保険制度について」

国民健康保険運営協議会長 加 藤 芳 男（益子町）

6 突撃ルポ 保険者みてある記

第 121 回 市貝町 サシバの里 市貝



10 特別寄稿

第 2 回

持続可能な社会保障制度の構築に向けて
「国保改革の残された課題と将来展望
—②医療費適正化への

取り組みと課題」（全 4 回）

東海大学健康学部 准教授 古城隆雄

12 特集

第 2 回

プロスポーツ選手から健康を学ぶ

栃木サッカークラブ 廣瀬浩二

14 保健師活動報告

特定保健指導実施率向上の取組

宇都宮市保健所 健康増進課 齋藤順子

16 保険者努力支援制度について

栃木県保健福祉部国保医療課

17 ただいまこくほ最前線

目が離せない！魅力たっぷり下野市！

下野市 市民生活部 市民課 保険年金グループ
主事 落合 美穂

自然豊かな茂木町

茂木町 住民課 国保年金係
主任 杉山 浩崇

18 私の趣味と健康法

「『いちご市』の一員として」

鹿沼市 市民部 保険年金課長 川田 謙

19 保険者だより

ニコニコ 楽しく 健康づくり
（生活習慣病予防事業）

日光市

20 リポート

22 まちのヘルシーグルメを 見つけた！



23 国保連合会からのお知らせ 編集後記

表紙

観音山紅葉と収穫祭



観音山には村上城址や寿命院永徳寺があり、観音堂宇には栃木県の重要文化財の指定を受けた二体の千手観音像が安置されています。また、その周辺約 4ha の土地に 3 千本の梅が植栽されています。

毎年 10 月には、観音山の収穫祭が行われ家族でサツマイモ堀りを楽しんでいます。

言 頭 卷

あしかがを

もつと元気にしたい！

素通り禁止！足利

足利市は、栃木県の南西部に位置する人口14万9千人の都市です。

市の中心部を東西に横切って渡良瀬川が流れ、北には足尾山塊に連なる緑なす山並み、南には肥沃な農地、さらには大きく関東平野が広がり、東京から80km圏内にあるとは思われないほど豊かな自然に恵まれたまちで、本市近郊はもとより東京方面からも低山ハイイクに訪れる方々の姿が彼方此方で見掛けることができます。

4月に、県内では35年ぶりとなるJRの新駅「あしかがフラワーパーク駅」が誕生し、中心市街地では、足利赤十字病院跡地に足利大学（旧足利工業大学）の本城キャンパスが開校しました。足利織姫神社への階段の上り口から、国宝に指定されている饒阿寺へと向かう大正モダンな情緒漂う北仲通りを中心に新しい店舗も出店され始め、若者を中心とした新たな動きが次々と芽生えています。

本市は、「スマートウェルネスシティ」

構想を掲げ、健康をまちづくりの視点に取り入れるプロジェクトを推進しています。元気で健康に暮らせること、すなわち健康であることは、個人と社会双方にとってメリット（いきがい、豊かな生活、医療費の抑制）があります。高齢化・人口減少が進んでも足利に住む人々、また訪れる人々が、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを目指し、ウォーキングを中心にしたにぎわいのあるまちの創出に取り組んでいます。10月には、この取り組みの一環として足利のまちを舞台として話題のナビゲーションスポーツ「足利学び舎観光ロゲイニング」を開催します。観光・スポーツ・健康増進など様々なニーズに合わせて楽しんでいただけるイベントとなっております。

さて、国保制度改革が4月に施行され、円滑にスタートを切ることができました。この改革の中では、公費拡充も行われ、

足利市長
和泉 聡

国保の財政運営は、従来よりも安定化することになりますが、一方で、人口減少と高齢化、医療の高度化など医療費を考える上で必要な課題は引き続き残ります。足利市としては、「足利市国民健康保険健康事業実施計画（第2期足利市国保データヘルス計画）」に基づき、早期発見・早期治療につながる健（検）診受診率の向上、重症化予防、医療費の適正化に取り組み、まちと人の勢いをより強く、より太いものにするため、市民の健康と安心のために進んでまいります。



平成 30 年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会



事業報告・歳入歳出決算など可決承認

7月26日（木）、国保連合会大会議室において平成30年度通常総会が開催され、議決事項として平成29年度事業報告及び各会計決算等13議案すべてが、原案どおり可決承認された。

審査支払業務の一層の充実を

初めに広瀬理事長（下野市長）は、32年に導入を目指している『医療保険オンライン等資格確認システム』について、資格情報を医療保険者向け中間サーバーにて一連管理するとの厚労省の方針について触れ、本会が有する国保情報集約システムから資格情報を一括登録することが検討されており、対応の検討を進める必要性があると述べた。また本会の基幹業務でもある、診療報酬の審査・支払業務について、『国保審査業務充実・高度化計画』に基づき、懸案事項となっている審査基準の統一化など、審査の一層の充実を図っていくと続けた。

次に来賓の栃木県副知事北村一郎氏は、一人当たりの療養費が増加していること、国保税収納率が低いことに触れ、医療費適正化及び収納率の向上を行っていくことが、今後の財政の安定化に向けて重要であると述べた。また、栃木県としては関係団体と連携し、糖尿病重症化予防プログラムの普及促進、国保税の徴収指導員の派遣や、今年度創設した県版の保険者努力支援制度等において、市町の取り

組みを支援していきたいと考えているので、保険者の皆様においても積極的な取り組みをお願いしたいと続けた。本総会では、議長にさくら市の花塚市長が選出され、報告事項2件と議決事項13議案など厳正に審議し、全議案が原案どおり可決承認された。

平成 30 年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

I 報告事項

報告第1号 理事長専決事項報告について

- 1 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

報告第2号 規則の制定及び規則、規程の一部改正について

- 1 栃木県国民健康保険団体連合会国保税賦課シミュレーション支援事業規則の制定について
- 2 栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 3 栃木県国民健康保険団体連合会柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について
- 4 栃木県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則の一部改正について
- 5 栃木県国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部改正について
- 6 栃木県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査委員会規程の一部改正について

II 議決事項

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について |
| 議案第2号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第3号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第4号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第5号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第6号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第7号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第8号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第9号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診健指導費用決済業務特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第10号 | 平成29年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第11号 | 平成30年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について |
| 議案第12号 | 平成30年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について |
| 議案第13号 | 栃木県国民健康保険団体連合会役員の欠員補充について |

III その他



開会挨拶をする
広瀬理事長



来賓の北村一郎副知事



議長の花塚市長
（さくら市）

平成 29 年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告書

平成 29 年度の事業については、平成 29 年 2 月 22 日開催の通常総会で議決された事業計画に基づき、県及び関係機関と連携を図り、保険者に満足してもらえる成果を生み出すために、次の各種事業を行いましたので、その概況を報告します。

- 第 1 国民健康保険事業の安定的運営
- 第 2 成果を上げる国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の展開
- 第 3 共同事業の効率的推進
- 第 4 実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行
- 第 5 介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行
- 第 6 新規事業への対応
- 第 7 成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

第 1 国民健康保険事業の安定的運営

国保運営の都道府県化を含む医療保険制度改革を踏まえつつ、国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努めた。

また、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国民健康保険事業の安定運営に向けた運動を展開した。

第 2 成果を上げる国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の展開

審査事務共助の充実を図るため、事務共助指導専門員及び審査委員の専門的な研修を実施し、職員の知識の更なる質の向上に努めた。また、審査委員会への情報提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図りつつ、審査事務共助支援システムを活用し審査の充実を図るとともに、更なる審査業務の効率化・審査基準の統一化を図った。

また、出産育児一時金等の支払業務及び後期高齢者医療事務代行業務の適正かつ効率化を図った。

第 3 共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システム機能を活用し、保険者事務の効率化に努めた。

また、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の適正執行を行うとともに、求償金の滞留防止等や事務処理システムの更新等により第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の効率化を図った。

さらに、海外療養費不正請求対策支援業務の適正な事務の執行に努めた。

第 4 実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成、国保データベース（KDB）システム等からの医療データの活用などに基づく保健事業を推進するとともに、栃木県保険者協議会を通じ、地域・職域保険等関係団体との連携強化により保健事業の実効性を高めるなど市町保健事業の支援を行った。

また、特定健診等のデータ管理業務の適正執行に努めた。

第 5 介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行

介護給付適正化支援事業の積極的推進による保険者支援の強化を図るとともに、介護給付費等審査支払業務及び障害者総合支援給付費支払業務の適正執行、並びに介護サービスの質的向上を図った。

更に、平成30年度の医療・介護同時報酬改定及び障害者総合支援審査業務の導入に向け、システム環境の整備はもとより、適切な業務執行体制の構築を行った。

第 6 新規事業への対応

平成30年1月の次期国保総合システム稼働に向けて、保険者向けの操作説明会等を開催し、円滑な移行への準備を進めた。

また、新たな国保制度に関連するシステムに対応するため、本会に設置となる国保情報集約システムについては、市町向けの説明会を3回開催し、各市町担当者との情報共有を図るとともに、実機を用いて生体認証登録などを実施し、円滑なシステム稼働（平成30年4月）に向けた準備を行った。

更に、人工知能を活用した特定健診受診率向上支援事業では、従来のモデル事業から全保険者を対象とした本事業へ移行し、行動分析に基づく保健事業の推進を図った。

第 7 成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効率的に進めるため、平成29年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努めた。

平成 29 年度栃木県国民健康保険団体連合会一般・特別両会計歳入歳出決算の状況（対前年比）

（単位：円）

会 計 区 分			歳 入 決 算 額			歳 出 決 算 額			歳 入 歳 出 差 引 額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	前年比	平成 28 年度	平成 29 年度	前年比	平成 28 年度	平成 29 年度	前年比
一 般 会 計			(551, 809, 256) 551, 809, 256	(534, 339, 170) 534, 339, 170	96. 8% 96. 8%	(551, 065, 024) 551, 065, 024	(533, 907, 557) 533, 907, 557	96. 9% 96. 9%	(744, 232) 744, 232	(431, 613) 431, 613	58. 0% 58. 0%
診 支 療 払 報 特 酬 別 審 会 査 計	業 務 勘 定		(1, 714, 569, 242) 3, 210, 840, 356	(1, 447, 277, 782) 2, 660, 466, 715	84. 4% 82. 9%	(1, 495, 159, 136) 2, 937, 890, 536	(1, 297, 080, 326) 2, 243, 547, 846	86. 8% 76. 4%	(219, 410, 106) 272, 949, 820	(150, 197, 456) 416, 918, 869	68. 5% 152. 7%
	支 払 勘 定	国民健康保険 診療報酬支払勘定	147, 519, 925, 193	144, 328, 272, 207	97. 8%	147, 489, 274, 687	144, 298, 179, 798	97. 8%	30, 650, 506	30, 092, 409	98. 2%
		公費負担医療に関する 診療報酬支払勘定	3, 644, 048, 052	3, 665, 530, 829	100. 6%	3, 642, 588, 217	3, 664, 151, 898	100. 6%	1, 459, 835	1, 378, 931	94. 5%
		出産育児一時金等 に関する支払勘定	4, 665, 372, 944	1, 019, 883, 562	21. 9%	4, 665, 372, 944	1, 019, 883, 562	21. 9%	0	0	0%
		小 計	155, 829, 346, 189	149, 013, 686, 598	95. 6%	155, 797, 235, 848	148, 982, 215, 258	95. 6%	32, 110, 341	31, 471, 340	98. 0%
後 関 期 係 高 業 齢 者 医 特 療 別 事 会 業 計	業 務 勘 定		(866, 334, 620) 866, 334, 620	(776, 797, 956) 776, 797, 956	89. 7% 89. 7%	(721, 143, 711) 721, 143, 711	(665, 280, 447) 665, 280, 447	92. 3% 92. 3%	(145, 190, 909) 145, 190, 909	(111, 517, 509) 111, 517, 509	76. 8% 76. 8%
	支 払 勘 定	後期高齢者医療 診療報酬支払勘定	188, 473, 275, 778	194, 792, 037, 002	103. 4%	188, 463, 405, 260	194, 782, 871, 563	103. 4%	9, 870, 518	9, 165, 439	92. 9%
		公費負担医療に関する 診療報酬支払勘定	887, 274, 170	1, 008, 783, 727	113. 7%	886, 273, 536	1, 007, 819, 146	113. 7%	1, 000, 634	964, 581	96. 4%
		小 計	189, 360, 549, 948	195, 800, 820, 729	103. 4%	189, 349, 678, 796	195, 790, 690, 709	103. 4%	10, 871, 152	10, 130, 020	93. 2%
保険財政共同安定化事業・ 高額医療費共同事業特別会計			(18, 525, 317) 54, 578, 448, 470	(23, 410, 128) 52, 396, 356, 500	126. 4% 96. 0%	(7, 828, 914) 54, 567, 752, 063	(23, 410, 128) 52, 396, 356, 500	299. 0% 96. 0%	(10, 696, 403) 10, 696, 407	(0) 0	皆減 皆減
第三者行為損害賠償求償事務 共同処理事業特別会計			(15, 393, 194) 396, 230, 110	(15, 293, 539) 438, 318, 204	99. 4% 110. 6%	(13, 531, 024) 394, 367, 940	(10, 447, 981) 433, 472, 646	77. 2% 109. 9%	(1, 862, 170) 1, 862, 170	(4, 845, 558) 4, 845, 558	260. 2% 260. 2%
介 業 護 保 険 特 別 会 業 関 係 計	業 務 勘 定		(274, 175, 434) 651, 084, 625	(229, 905, 976) 599, 673, 622	83. 9% 92. 1%	(226, 847, 481) 603, 745, 300	(202, 669, 871) 571, 969, 328	89. 3% 94. 7%	(47, 327, 953) 47, 339, 325	(27, 236, 105) 27, 704, 294	57. 5% 58. 5%
	支 払 勘 定	介護給付費 支払勘定	124, 474, 976, 076	129, 558, 317, 428	104. 1%	124, 474, 334, 618	129, 557, 675, 970	104. 1%	641, 458	641, 458	100. 0%
		公費負担医療等に関する 報酬等支払勘定	1, 090, 473, 249	1, 163, 484, 391	106. 7%	1, 090, 469, 202	1, 163, 480, 344	106. 7%	4, 047	4, 047	100. 0%
		小 計	125, 565, 449, 325	130, 721, 801, 819	104. 1%	125, 564, 803, 820	130, 721, 156, 314	104. 1%	645, 505	645, 505	100. 0%
障 関 害 係 者 業 務 等 特 別 支 援 会 法 計	業 務 勘 定		(80, 051, 611) 81, 023, 880	(78, 773, 585) 81, 620, 696	98. 4% 100. 7%	(41, 937, 858) 42, 873, 858	(36, 777, 756) 39, 460, 956	87. 7% 92. 0%	(38, 113, 753) 38, 150, 022	(41, 995, 829) 42, 159, 740	110. 2% 110. 5%
	支 払 勘 定	障害介護給付費 支払勘定	30, 786, 078, 093	32, 803, 535, 437	106. 6%	30, 786, 056, 689	32, 803, 514, 033	106. 6%	21, 404	21, 404	100. 0%
		障害児給付費 支払勘定	2, 963, 116, 030	4, 182, 844, 409	141. 2%	2, 963, 116, 030	4, 182, 844, 409	141. 2%	0	0	0%
		小 計	33, 749, 194, 123	36, 986, 379, 846	109. 6%	33, 749, 172, 719	36, 986, 358, 442	109. 6%	21, 404	21, 404	100. 0%
特定健診保健指導費用 決済業務特別会計			(51, 869, 170) 1, 279, 842, 118	(51, 286, 818) 1, 289, 369, 467	98. 9% 100. 7%	(49, 901, 526) 1, 277, 874, 432	(50, 955, 681) 1, 289, 038, 330	102. 1% 100. 9%	(1, 967, 644) 1, 967, 686	(331, 137) 331, 137	16. 8% 16. 8%
職員厚生資金貸付金 特別会計			7, 279, 422	7, 377, 635	101. 3%	76, 633	63, 905	83. 4%	7, 202, 789	7, 313, 730	101. 5%
合 計			(3, 572, 727, 844) 566, 127, 432, 442	(3, 157, 084, 954) 571, 307, 008, 957	88. 4% 100. 9%	(3, 107, 414, 674) 565, 557, 680, 680	(2, 820, 529, 747) 570, 653, 518, 238	90. 8% 100. 9%	(465, 313, 170) 569, 751, 762	(336, 555, 207) 653, 490, 719	72. 3% 114. 7%

〔備考〕 上記表中、（ ）内の数字は、各会計支払勘定、指定公費関係諸費〔指定公費請求支払事業（県内一般分・療養費分）、特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）繰出金〕、保険者間調整受入金及び支出金、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金、第三者行為損害賠償求償金、介護保険事業関係業務特別会計の主治医意見書料、介護予防ケアマネジメント負担金及び電子証明書発行手数料、障害者総合支援法関係業務等特別会計の電子証明書発行手数料、特定健診費用決済業務を除いた数字（事務運営に要する経費）である。



益子町

か とう よし お
加 藤 芳 男

益子町は、首都圏から約100km、栃木県の南東部、八溝山地の麓に位置する芳賀郡の町。小貝川が町西側を北から南へと流れ、その河岸が町の大部分を占めています。町の南部は茨城県と県境を接し、丘陵地となっています。美しい自然と豊富な文化財を擁し、伝統を継承しながらも自由な気風を持ち合わせた町です。

陶器の産地としてもその名が知られる益子。四季折々の自然と、ゆるやかな起伏の山に育まれたこの土地では、やきものの原料となる良質の陶土を産出します。そんな風土を背景に生まれた「益子焼」は、艶のあるなめらかな肌をもつ、たつぷりとした厚手の器。手のひらで包むと、じんわりとあたたかさが伝わってくるやきものは、日本のみならず、海外にも知られるようになりました。また、益子町では、「幸せな共同体・ましこ」の実現に向けて、ましこならではの

住みたい価値をつくることを念頭に、暮らし、産業、人材、資産形成、経営体の5つの分野別に具体的行動を示し、住民、事業者、地域、団体、議会、行政など本町に関するすべてで共有し協働で推進しているところでございます。

さて、本町の国保運営協議会長を務められる加藤芳男氏は、平成23年に益子町の町議会議員に当選され、現在2期目です。総務産業委員長、教育厚生副委員長等の要職を歴任され、幅広い分野で活躍されています。昨年8月に、国保運営協議会会長に就任され、国民健康保険の健全運営のため、ご尽力されております。

今年度から国保の財政運営が県主体となり、新たな国保制度が始まったところですが、加藤会長には、様々な知識と経験で、国民健康保険運営のために、なお一層ご活躍いただけることを期待しております。

「国民健康保険制度について」

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、財政運営を県が担当し、保険料の徴収、保険事業の実施等は各市町が担当することになりました。医療費の適正化に向けた取り組みや保険料の様々な格差を解消し負担の公平化を目指して、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう尽力して参ります。

会長の一言



第121回 市貝町

突撃ルポ

保険者記

人と自然が響き合うまち

サシバの里 市貝

市貝町は栃木県南東部、小貝川の上流域に位置し、県都宇都宮市から東へ約24kmの距離にあり、東は茂木町、西は芳賀町・高根沢町、南は真岡市・益子町、北は那須烏山市の2市4町に接しています。

全国でも類を見ない武者絵資料館は歴史と文化の町の象徴です。また、北部の芝ざくら公園や那珂川県立自然公園、中部の伊許山、南部の多田羅沼、町内各地に点在するため池、小貝川の清流など美しい自然にも恵まれています。

さらに、サシバの里いちかい夏まつりや芝ざくら祭り、道の駅「サシバの里いちかい」、市貝温泉健康保養センター、キャンプ場、ゴルフ場など、祭りも遊びも楽しめる町です。

市貝町は、豊かな自然環境を保全し、共生しながら、各地域の特性を生かし、快適で安心して暮らせるまちを目指しています。

その実践のため、サシバの住む自然豊かな里地里山を土台として、環境保全を中心に農業・商工観光を主要な柱とし、「サシバの里」づくりを推進しています。

市貝町の人口は自然減で推移しています。そのため若い世代に選ばれ、安心して子どもを産み育てる環境を整備することが必要となるため、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないライフステージに対応できるよう、一貫した子育て支援の体制の構築、子育て世帯への経済支援の拡充などを推進します。

今回は自然環境と共生しながら安心し

て暮らせるまちづくりを目指す市貝町を訪ね、医療費適正化対策の課題や問題点、税収納率向上や保健事業の取り組み等についてうかがった内容を紹介します。

国保制度改正に伴う税率改正

町民くらし課の金澤課長補佐に、課の取り組みについてうかがいました。金澤課長補佐は「国保制度改正に伴い、数年ぶりとなる税率改正を行いました。国保税の算定方式を市貝町では現在4方式で行っており、3方式への移行を検討しました。税額が増えてしまうことを懸念し、平成30年度は段階的に資産割を除いていきたいとし、税率を半分にしました。今後の税率改正については、他市町の状態も勘案しながら議論を進めていきたいと考えています。」と話します。



金澤課長補佐

レセプトデータを分析し効果検証

医療費分析業務についてうかがうと「市貝町では前年度のレセプトデータを分析し、各種保健事業対象者の抽出など



市貝町役場



入野家住宅
国指定重要文化財の入野家住宅は、江戸時代初期から
代々名主を努めた家柄と伝えられています。



芝ざくら祭り
毎年4月中旬～5月中旬に芝ざくら祭りを開催しております。

を行っています。対象者をピンポイントに抽出できる点についてとても利点に感じています。また前年度と比較して、対象者の増減なども知ることができるので大変効果的です。分析したデータは健康増進部門等へ提供し、各種事業にて活用しています。」と続けます。

町民の健康意識の高まりを感じ る人間ドック助成事業

続いて医療費適正化対策についてうかがうと「町民の健康維持増進を図ることを目的に、人間ドック助成事業を行っており、一般ドックが2万円、総合ドックが3万円の助成を行っています。医療機関と連携し、被保険者ではなく医療機関へ直接助成を行うことにより、住民の方々は助成された額を差し引いた額を窓口でお支払いすればよいようにしています。過去の実績は平成28年度が14名、平成29年度が11名と推移していましたが、今年度は既に144名の申し込みがあり（平成30年8月現在）、町民の健康意識の高まりを感じています。」と助成事業の手応えについて力強く話します。

24時間電話健康相談事業の 利用件数増を目指す

その他の医療費適正化対策については「24時間年中無休で町民の方が電話による健康相談サービスを利用できるように、『いちかいモシモシ相談』を提供しています。急な疾病や精神的な悩みなど

幅広く相談を受けているため、医療費適正化の一助となっています。しかし、利用件数が低いと感じているので、より一層のPRを行い、年間500件を目指していければと考えています。」と話し、事業の手応えを感じつつも、利用件数増に向けた前向きな姿勢がうかがえました。

好評 『町民ハイキング』

また健康づくり事業についてうかがうと「町民の健康づくり事業の一環として『町民ハイキング』を実施しています。町民くらし課・健康福祉課・生涯学習課が連携して行っており、60〜70名程度の参加があります。参加者からは好評で、毎年楽しみにしているリピーターの方もたくさんいます。移動のバスの中でも簡単な保健指導を行ったり、元気づくりの体操をウォーミングアップの時に盛り込んだりと工夫をしているので、参加者の健康維持の促進、そして医療費適正化の一助となってくれればと思います。」と話します。

催告書のカラー化で収納率 上を目指す

続いて収納率向上の取り組みについて税務課のみなさんにかがいました。特に力を入れている取り組みについてうかがうと、岡崎課長と上野主事は「国保税について、今年度は現年度分催告の強化の一環として、催告書のカラー

化を行いました。通常の白黒の催告書だとしても注意が向かないことがあるので、重要な内容であるということを見た目からわかってもらえればと考えています。また平成31年度には『カラー封筒』を作成予定です。そもそも封筒を開かない方もいるので、目立たせることによって中身を確認する方が増えることを期待しています」と話します。



岡崎課長

現年度分に対するアプローチを強化

また収納率向上につながる取り組みについて上野主事は「現年度分について、昨年までは催告は出すが調査までは行っていないでした。今年度からは現年度分も調査を行い、また調査を行う回数も2か月に1回程度を目標とし、滞納処分を徹底していきたいと考えています。」と今年度から力を入れている取り組みについて話します。

少額滞納者への積極的な差押等により滞納処分の強化

少額滞納者への滞納処分について岡崎課長は「高額滞納者はもちろん少額滞納者への積極的な差押・換価を実施します。どうしても高額滞納の方が目立ってしましますが、少額滞納の方もいずれは高額滞納者となってしまう可能性がります。それぞれのの方に事情はあるのだとは思いますが、きちんと納税している町民の方々がいる以上、滞納している方にも『納税する』意識を持っていただく必要があります。そのような意識を持ってもらうためにも少額滞納者への滞納処分は必要ですし、積極的に行っていくます。」と話します。

徴収アドバイザー派遣事業を活用し更なる収納率向上を図る

続けて更なる収納率向上の取り組みについてうかがうと「新たな取り組みとして搜索の実施を考えています。搜索のノウハウを持った人材の育成を図るために、国保連合会の事業である『徴収アドバイザー派遣事業』や各種研修会を活用していければと考えています。また、29年度の市員町の収納率は現年度で95%まで伸ばすことができました。『徴収アドバイザー派遣事業』等を活用し、更なる収納率の向上を目指していきます。」と話す内容からは、市員町としての収納率向上へ向けた積極的な姿勢を感じることができました。

課題は分納誓約者の進捗管理

税務課における課題や問題点についてうかがうと上野主事は「分納誓約者の進捗管理が課題です。少額分納者や不履行者への指導を行っています。また少額の分納は基本的には認めないということで職員の意思の統一を図っています。少額でも納められないという方の場合は、調査を行い、見極め、その後の課としての対応や方向性を定めるようにしています。」と話します。

差押え不動産の換価価値を見直し塩漬け案件の早期解決を図る

またその他の課題について「過去に差し押さえた塩漬け案件の解決が挙げられます。押さえてはいるものの、公売にか



坂本主事 (左)、上野主事 (右)

けると実際に価値が付かない不動産への対応が求められており、対策として換価価値の見直しを行っていただくと考えています。また、差押えが必要なのかどうかを見極め、時には差押えを解除し、別の対策を講じて、塩漬け案件を解決していければと思っています。」と課として直面している問題点についての対策について話します。

『とくなびAI』を活用し特定健診受診率向上を図る

続いて市員町の保健事業について健康福祉課のみなさんにかうかがいました。特に力を入れている取り組みについてうかがうと山中保健師は「特定健診受診率向上を目指し、とくなびAIを活用した通知を今年度から始め、1回目的



川上課長補佐 (左)、山中保健師 (右)

送付をしたところ。まだ送付したばかりで効果のほどはわかりませんが、少しでも受診率向上につながればと考えています。」と国保連合会の『とくなくAI』事業に期待を寄せます。

『元気づくり体操』 町民にも好評

続いて健康づくり支援についてうかがうと川上課長補佐は「町民の健康増進と地域のつながり強化のために、『元気づくり体操』を自治会に広める活動をしています。当初4地区から始まりましたが、現在では15地区まで広がっています。体操の頻度は週に2回に設定しており、参加者からは『体が軽くなった』などの意見もあり大変好評です。今では、近所の人と楽しく運動することができ『元気づくり運動』が生活の中心となっている方もいらっしゃる」と健康づくり支援の手心えについて話します。



「元気づくり会」の様子

女子栄養大学とタイアップし健康増進に努める



特定健診 減塩普及事業と小貝小学校生活習慣講座の様子

続けてその他の取り組みについて山中保健師は「平成29年度から女子栄養大学とタイアップして市貝町の現状調査を行いました。その結果、町民の喫煙者の割合が多いこと、塩分摂取量が多いことがわかり、それらが脳卒中などの原因の一因になっていることがわかりました。現在女子栄養大学と市貝町では、町民の塩分摂取量を減らすために、小さい子供のうちから、薄味に慣れてもらおうという取り組みを検討しています。子供に対し

て減塩を行うことによってその家族が食べる食事全体が減塩になっていくことを期待しています。」と新たな取り組みについて話します。

健康ポイントで特定健診受診率向上を目指す

特定健診受診率アップに向けての取り組みについて川上課長補佐は「健康ポイント事業として、芳賀町と共同で行っている『ひばりポイント』の付与を行っています。こちらのポイントは日常の買い物等で付与されるもので、ポイントカードもほとんどの町民が既に所持しています。特定健診やがん検診、特定保健指導などの、ポイント付与対象事業を受診することがポイント付与の条件となっており、また特定健診のためだけに新たにカードを作る必要もありません。普段貯めているカードにポイントが付与されるということで町民の方からも好評です。」と続けます。

市貝町健康ポイント事業

★ひばりポイント付与 対象事業

特定健診（ヤング健診）	20ポイント
がん検診	1項目につき5ポイント
	がん検診参加時 10ポイント
	がん検診不参加時 10ポイント
特定保健指導	20ポイント
	指導3回は継続の改善があった時 30ポイント
各種 健康講座	10ポイント
各種 健康づくり教室	5ポイント

対象事業参加した際には、ひばりカードをご持参ください。

お問い合わせ先
健康づくり係 健康づくり係
TEL 026-11133

健康ポイント事業

課題は特定保健指導実施率の低下

課としての課題についてうかがうと山

中保健師は「特定保健指導の実施率が低下していることが挙げられます。初回指導の実施率は増えてはいますが、指導を最後まで続けてくれる方の割合が減ってきているのが現状です。対策として自宅訪問などを行っているので、実施率向上に結び付けばと考えています。」と抱える課題と対策について話します。

様々な課題や問題点を抱えながらも、改善に向けて前向きに取り組む市貝町。現状では満足せず、町民のためによりよい町づくりを目指しているのだと、改めて感じる取材となりました。

◎市貝町の概況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口(人)		12,169	12,140	12,034
総世帯数(世帯)		4,266	4,340	4,372
国保被保者	加入世帯数(世帯)	1,775	1,738	1,706
	被保険者数(人)	3,345	3,207	3,104
	被保険者加入率(%)	27.5	26.4	25.8
保険料(税) 収納状況(現年分)	一人当たり調定額(円)	99,421	96,471	97,311
	収納率(%)	92.77	92.63	92.71
一人当たりの療養諸費費用額(円)		282,434	285,016	293,893
特定健診・特定	特定健診受診率(%)	43.3	44.1	45.3
保健指導の状況	特定保健指導実施率(%)	56.5	50.0	51.8

持続可能な社会保障制度の構築に向けて

「国保改革の残された課題と将来展望」 ②医療費適正化への取り組みと課題「全4回」

東海大学健康学部 准教授 古城 隆雄

1 はじめに

前回は、国民健康保険制度改革に至った経緯と、国民健康保険制度(国保)の財政上の構造問題と都道府県の役割拡大について触れた。今回は、持続可能な医療保険制度を実現するために必要不可欠な医療費適正化を取り上げる。

2 医療費適正化政策と有効性

医療費適正化は、本来は「必要な医療費を賄うための医療費の使い方の見直しと重点配分」という意味であったが(医療費適正化政策の変遷については、印南編著(2016)の第1部をご参照いただきたい)、ここでは、持続可能な医療保険制度にするために1980年代から掲げられてきた「国民所得対比で見た医

療費総額の伸び率抑制政策」という

意味で使用する。重要なことは、医療費総額が増加すること自体は問題視されておらず、国民所得対比で見た伸び率の抑制とその方法論が議論の焦点となっていることである。

さて、2008年から国と都道府県が策定することになった、医療費適正化計画には、「住民の健康の保持」と「医療の効率的な提供の推進」の2分野で、政策目標を定めることとなっている。第2期、第3期と計画が改定される度に、政策目標(たばこ対策、予防接種、重症化予防、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用等)が追加されてきた(表1)。これらの政策は、医療費総額の抑制に効果があるのだろうか。第3期医療費適正化計画(2018

	第1期	第2期	第3期
住民の健康の保持			
(1) 特定健康診査の実施率	○	○	○
(2) 特定保健指導の実施率	○	○	○
(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備者の減少率	○	○	○
(4) たばこ対策		○	○
(5) 予防接種			○
(6) 生活習慣病の重症化予防			○
(7) その他予防・健康づくりの推進			○
医療の効率的な提供			
(1) 平均在院日数の短縮	○	○	○
(2) 後発医薬品の使用促進		○	○
(3) 医薬品の適正使用の推進			○

〈表1〉医療費適正化計画の政策目標の推移

(2023年度)を立案する際に、厚生労働省が示した資料によれば、何もしなければ国民医療費は、2014年度の40・8兆円から2023年度には50・1～50・4兆円に達する。しかし、表1で示した医療費適正化政策のうち、「後発医薬品の普及」「特定健診・保健指導の実施率の達成」「生活習慣病の重症化予防」「医薬品の適正使用の推

進」の4つの政策により0・6兆円抑制され、2023年度の国民医療費は49・5～49・8兆円になると推定されている(1人当たり外来医療費の地域差が半減すると0・2兆円追加で削減される見込みである)。

仮に、先に述べた医療政策の目標に従って、2023年度国民医療費を2014年度のGDP対比7・88%のレベルまで抑制することを想定する(本来は国民所得で計算すべきだが、内閣府の推計ではGDPのみ公表されているため、GDP対比で試算する)。2023年度のGDPは約616・2兆円と推計されているため、2023年度の国民医療費は48・5兆円に抑制する必要がある。先の厚生労働省の推計値49・5～49・8兆円とは、約1兆円の差がある。

1兆円であれば、診療報酬改定による抑制により実現できそうだが、過去の実績から見ると難しい。推計よりも経済成長が下回ることや国民医療費が予想以上に増加すること、診療報酬の削減には反発が多いため

で、国民医療費のGDP対比は5.7%(2000)→7.96%(2015)と上昇し続けている。過去30年の国民医療費の増加要因をパネルデータで分析したところ、医師数が最も大きな要因であった。詳しい研究内容については、印南編著(2016)の第2部をご参照いただきたいが、医療費抑制を考えるならば、今後は医師数の抑制政策が必要と思われる。

3 今後の課題

厚生労働省が医療費抑制効果を見込んでいる政策のうち、「生活習慣病の重症化予防(実際には、糖尿病の重症化予防)」「医薬品の適正使用」は、実際の糖尿病患者数や重複投与患者数とそれらの受診行動改善の程度によって、抑制効果は大きく変動する。また、特定健診等の実施率についても、医療受診を喚起する点や中長期的な延命効果が生じるのであれば、逆に医療費増加要因にもなりえる。医療費適正化計画で実施されている政策が、実際に期待通りの抑

制効果をあげるかについては、時系列的に詳細な分析が必要である。データヘルス計画で行われる医療費分析を通じて、効果の検証を行い、政策内容を再度検討することが必要であろう。

それ以外の重要な課題について、3点指摘しておきたい。1点目は、医療費の支出に関する給付範囲、給付水準、対象者の見直しである。財政状況がますます厳しくなることを想定すると、今以上の抑制政策を求められる可能性がある。国の財政や医療保険財政が深刻化した時には、新たな医療技術や薬剤の保険適用の停止、自己負担割合の引き上げ等、一律的な給付抑制が実施されかねない。予め医療保障の理念に基づき、重点的に守るべき給付範囲や給付水準を検討しておく必要があるのではないだろうか(このあたりの議論は、印南編著(2016)第4部で詳しく論じている)。また、近年の外国人労働者の増加、居住する外国人が一時的に親族を被扶養者にして給付を受ける実態があることを考え

ると、対象者の見直しも重要な課題であろう。

2点目は、国民医療費の負担構造の見直しである。国民健康保険制度は、都道府県単位に財政規模が拡大され以前よりも安定したが、公費に大きく依存する財政状況に変わりはしない。万が一、国の財政危機が訪れれば、国債発行が厳しくなるため公費による負担は滞る可能性がある。そうなれば、公費に依存する制度(国保や後期高齢者等)は財政難に陥り、生命に直結するような医療でさえも受診できなくなる可能性もありうる。どの制度に加入していたとしても、救急医療や生命に直結するような医療に優先的に財源を配分できる保険財政の在り方に変更しておく必要がある(このあたりの議論は、印南編著(2016)の第4部にある)。

3点目は、被保険者のヘルスリテラシーの向上である。持続可能な医療保険制度という意味では、国民自身が医療費の使われ方や負担の在り方について理解し、自身の健康状

態や予防に関心を持ち、適切な受診を行うことが非常に重要である。この点については、次回、詳しく論じたい。

参考文献

・印南一路編著(2016)『再考・医療費適正化―実証分析と理念に基づく政策案―有斐閣
・厚生労働省「医療費適正化基本方針の改正・医療費適正化について」
・内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年7月)」

プロフィール

古城 隆雄

東海大学健康学部
准教授

博士(政策・メディア)、専門は地域医療政策。

現在、東海大学健康学部 准教授。

主な著書に、印南一路・堀真奈美・古城隆雄『生命と自由を守る医療政策』(東洋経済新報社2011年)、古城隆雄・印南一路「第4部 求められる医療費適正化策」印南一路編『再考・医療費適正化』(有斐閣2016年)がある。



第2回

プロスポーツ選手から健康を学ぶ



©TOCHIGI SC

プロスポーツ選手から健康について学ぶべく、前回から始まりました企画です。今回は、栃木SCでキャプテンを務めます廣瀬浩二選手にお話をうかがってまいりました。



©TOCHIGI SC



8 FW 廣瀬浩二 HIROSE Koji

○生年月日：1984年3月13日 ○身長／体重：166/64
○ニックネーム：コージ
○自分の性格をひとことという：繊細
○ここだけは譲れない事：トーク

——早速ですが、食事の面で普段から気を付けていることはありますか？

若い時にはもちろん気を付けていましたが、年齢を重ねた今は、より一層気を付けています。特に食べる時間であったり、野菜を多く摂ったりという面で気を付けています。

——やはり朝昼晩としっかり食事を摂るのですか？

僕は消化が遅いほうで、朝にしっかり食べるとトレーニングに影響が出てしまいますので、あまり食べないようにはしていますね。

また、夜はお米のような炭水化物をあまり食べないようにしているの

で、おかずなどをきちんと食べるようにしています。加えて、夜遅くに食べると次の日に体が重くなってしまうので、18時以降は食べないよう心がけています。

——食事に気を付け続けることは大変ではないですか？

そうですね。そういうこと（食事の調整）をしなかったせいで、次の日の試合やトレーニングに影響が出てしまうようでは、この世界ではやっていけませんし、何より自分自身が不摂生な食事をしたことを後悔したくはないので、続けることは苦ではないです。

——オスメの食べ物はありますか？

旬のものを食べるようにしています。今の季節ですと秋刀魚が出てきたりすると嬉しいですね。

旬のものは栄養価が高いのはもちろん、四季の季節を感じられ、食に対する楽しみもできるのでオスメです。

——なるほど。他に体のケアなどで日常的に気を付けていることはありますか？

プロに入って4年目の時に、股関節周辺のケガをしてしまいました。その原因が元々、体が固いことであつたため、体のケアを入念にする

ようになりました。新しいストレッチ方法や器具などがあつたら、積極的に取り入れています。

——（ストレッチなどの）ケアを続ける秘訣はありますか？

自分が苦になっていることは続かないと思います。日常行っている動作、例えば、テレビを見ているときや掃除をしているときなどの動作に、ストレッチをする動作を一つ加えたりするとよいのではないのでしょうか。また遊びの要素を加えたりすると、子供でも楽しく続けることができると思います。無理な回数を設定すると続かないので、無理をしな

い範囲で徐々に回数を増やしいていくと、長く続けることができると思います。

——オススメのストレッチなどありますか？

開脚がおすすですね。自分で気持ちいいと感じる程度で、左右にストレッチを行うとよいと思います。併せて、脇腹あたりを伸ばすのも効果的です。上半身と下半身とのつながり目の部分が伸びるので、体が軽くなると思います。

——体がとても固い人や高齢の方でも効果はありますか？

むしろ普段ストレッチをする機会がなく、これから始める人のほうが効果を実感できるのではないでしょう。ただ、高齢の方などは無理のない程度で行うのが望ましいと思います。本人にとって辛いストレッチは続きません。簡単なものでも充分効果がありますので、是非この記事を読んだことをきっかけに、ストレッチを始め、続けていって欲しいと思います。



います。

——デスクワークなどの方の腰痛について、なにか対処法などありますか？

腰痛は姿勢が主な原因です。楽な姿勢をとることは極力避けたほうがいいですね。楽な姿勢というのは、普段使わないところを使うということになります。その結果、偏った負荷がかかり、腰痛となってしまうます。多少辛くても、正しいまっすぐな姿勢でいることを意識するとよいと思います。

——ありがとうございます。続けて入浴方法で気を付けていることはありますか？

家ではよく半身浴をしています。お風呂から上がった後すぐに冷房の効いた部屋には行かず、汗をすべて出し切ってから着替えるようにしています。時間は決まっていませんが長い時は30分程度入っていることもあります。

——睡眠で気を付けていることはありますか？

エアコンはよくないという話も聞きますが、寝付けずに睡眠不足になるほうが問題なので、適温で使用して寝ています。もちろん低すぎる設定温度は体に良くないので28度程度での使用を心がけています。

——ストレスを溜めない方法、またはストレスの発散方法について何か

ありますか？

試合に勝てていないときのストレスは確かにあります。職業上、試合の結果によっては厳しい言葉を受けることもあります。ですが、真剣に応援してくれているが故の言葉であると思うので、受け止め、勝った時の喜びを共有できればと考えています。また、勝てていないときのストレスは、勝ちへ向けての練習に落とし込むことができます。負けた後は雰囲気が悪くなりがちですが、ストレスを溜めないような良い雰囲気を作っていきけるよう、チームメイトと話し合っています。

——ありがとうございます。大変勉強になりました。それでは最後に、読者に向けて一言おねがいします。

『普通の生活』を送れていることは本当に幸せなことです。その当たり前の生活が少しでも長く続いているように、普段の生活で何か一つ、『自分の体にいいこと』をやるうと意識し、実践してほしいです。いきなり難しいことをやろうとするのではなく、小さいことを少しずつ行うことから始めてみてください。何より大切なのは毎日続けることです。で、健康となった自分をイメージしながら続けていってください。

また今シーズンもあと2か月となりました。まだまだプレーオフを狙

える順位です。栃木SCとサポーターが一丸となった結果、今の順位があるのだと思います。プレーオフまで上り詰めて、栃木県を盛り上げていきたいと思いますので、栃木SCの応援をよろしく願います！



以上栃木SCの廣瀬浩二選手へのインタビューでした。心構えから、実践方法まで詳しく教えていただき、大変勉強となった取材となりました。取材の中で何度も『続けることが重要』と廣瀬選手はおっしゃっていました。読者の皆さんも、ストレッチを始めとする、健康に良い活動を実践し、長く続けて、健康な体づくりを目指していただければと思います。

また、今年度の栃木SCへの取材は残念ですが今回で最後となります。取材にご対応いただいた西谷選手、廣瀬選手、関係スタッフの皆さまに感謝を申し上げます。

特定保健指導実施率向上の取組

宇都宮市 保健所 健康増進課 齋藤順子

はじめに

本市における特定保健指導の実施につきましては、宇都宮市国民健康保険健康事業実施計画や宇都宮市特定健診等実施計画に基づき、特定保健指導実施率の向上を目標に掲げ、利用しやすい環境づくり、個別利用勧奨を中心として様々な取組を進めているところです。

本市における特定保健指導実施率は、国の目標とする実施率には届か

ない状況ではありますが、効果がある手法を検討し続けた結果、特定保健指導実施率は、平成28年度には11・7%と徐々に上昇してきています。今回、その経過と内容について報告させていただきます。

これまでの取組内容

本市における特定保健指導の実施率の向上策のうち、利用しやすい環境づくりの取組といたしまして、平成24年度までは全面委託により特定保健指導を実施し、平成25年度からは委託と直営の選択方式に変更し、実施してきたところであります。また、平成27年度からは、健診結果相

談会を活用した特定保健指導を実施してきたところであります。

次に、特定保健指導の利用勧奨につきましましては、平成25年度から平成27年度においては、特定保健指導の対象の中で未利用者を抽出し、3か月後に電話や訪問により利用勧奨をする手法をとっていました。しかし、電話や訪問では、なかなか本人とコンタクトを取ることができず、ポスティングしても反応はほとんどない状況でした。

この期間（平成25年度～平成27年度）の特定保健指導の利用勧奨の実施率は、8・8%～9・1%の状況であり、そのうち、特定保健指導の利用勧奨を実施した者のうち、特定保健指導につながったものは1%にも満たない結果でした。

こうした状況を踏まえ、これまで実施してきた方法の検討と見直しを行う必要性を感じ、効率的、効果的な手法を検討し、平成28年度から取

組方法を変更し、実施いたしました。

取組内容と結果

(1) 受けやすい環境づくり

平成28年度からは、特定保健指導を市民の方がより身近なところでも受けやすくするため、直営での健診結果相談会の会場に地区市民センターでの会場を追加し、3会場に拡大、平成29年度には4会場に拡大しました。また、実施回数も平成27年度の46回を平成28年度には64

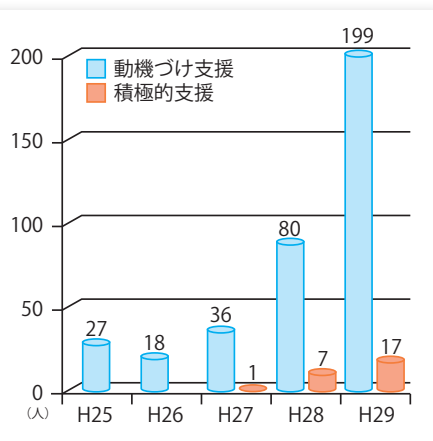


図1 直営における特定保健指導実施者数の推移 (初回面接の実施状況)

回、平成29年度には70回に回数を増やしました。

(2) 個別利用勧奨

個別利用勧奨につきましては、これまで健診受診後、ある一定期間後に未利用者への利用勧奨を実施していたものを、平成28年度からは、特定健康診査の結果がでてから期間を空けずに、特定保健指導の未利用者へ利用勧奨を実施するように変更しました。

また、特定保健指導利用勧奨の通知内容を直近の健診結果相談会の日程と会場を掲載し、利用者が日程を選択しやすいように工夫を図りました。

さらに、利用勧奨の通知をするだけでなく、1～2週間後に電話にて再勧奨を行うこととしました。通知や電話での再勧奨により、健診結果相談会の予約につながったものの割合

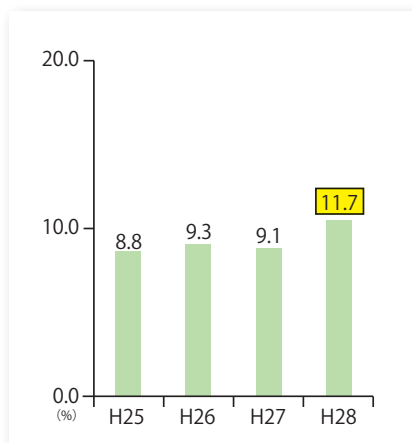


図2 特定保健指導実施率の推移

合は、10・8%の方がつながり、平成27年度までの電話や訪問により利用勧奨を行っていたときよりも、健診結果相談会での特定保健指導利用者が確実に増えました。

平成29年度には、さらに、コールセンターの専門オペレーターによる通知後の電話勧奨をモデル的に実施し、特定保健指導未利用者への勧奨を行った結果、23・8%の方が特定保健指導の予約につながりました。

このように、直営での健診結果相談会の会場の拡充や利用対象者への健診結果が届くタイムリーな時期の通知発送及び電話によるリコール、通知内容の工夫などの様々な取組により、直営における特定保健指導実施者の初回面接数は、図1にもあるとおり、平成27年度においては動機付け支援が36名、積極的支援1名だったものが、平成28年度には動機付け支援が80名、平成29年度には199名、積極的支援が平成28年度に7名、平成29年度には17名と大幅に増加しました。

こうした結果、特定保健指導実施率は、図2にもあるとおり、平成27年度9・1%から平成28年度11・7%と2・6%増加し、確実に特定保健指導者の増加につながった結果となりました。

まとめ

本市における特定保健指導の実施率は、国の目標とする60%までにはまだまだ届きませんが、試行錯誤を繰り返しながら、より効果的な手法を検討してきた結果、少しずつ上昇してきております。

今回は、直営での特定保健指導の実施率向上対策を中心に実施し、特定保健指導利用率を高めることができましたが、今後さらに委託による特定保健指導実施率の向上にも目を向け、特定保健指導実施機関の実態調査などを行い、さらなる特定保健指導の実施率向上につとめていきたいと考えます。

また、今回の利用率向上の取組を通じて、PDCAサイクルを繰り返し実施し、効果的な手法を見出すことが利用率向上のために重要だと感じました。今後も、様々な手法を検討し、実施、評価、改善を行いながら、利用しやすい環境づくりや利用勧奨に努め、特定保健指導実施率を高めることで、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を減らしていけるよう努めてまいりたいと考えています。

保険者努力支援制度について

栃木県保健福祉部国保医療課

保険者努力支援制度とは

保険者努力支援制度は、国保制度改革の一環として保険者のインセンティブの強化のため創設されたもので、保険者市町村）による医療費の適正化に向けた取組等を評価し、その内容に応じて公費が交付されるものです。平成28（2016）年度から国の特別調整交付金の一部を活用して前倒しで実施されていましたが、今年度より保険者努力支援制度交付金（特別調整交付金の一部と併せての交付）として本格実施となりました。

12指標中10指標で全国平均を上回る

結果に

平成30（2018）年度は、特定健診受診率など全ての保険者共通の6つの指標と国保税の収納率など国保固有の6つの指標とを合わせて12の指標により市町村の取組を評価することとされており、平成30（2018）年度において、本県の指標別の平均得点は12の指標中、10の指標で全国平均を上回り、体制構築加点を除く合計得点790点中平均得点は431点と、全国平均の401点を上回る結果となりました。前倒しで実施されていた平成28（2016）年度は、全国平均129点を下回る116点でしたので、大きく改善しています。しかし、配点の高い「糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況」、「収納率向上に関する取組の実施状況」では、県内全市町で点数が取れず、全国平均を下回っています。

30年度は「後発医薬品の使用割合」の

配点が大きく引き上げ

また、国から7月に平成31（2019）年度分の市町村の評価指標及び交付額の算定方法等が通知されました。評価指標については、平成30（2018）年度と同じ12の指標となっており、達成状況や指標の重要度等を勘案し、取組状況の進捗に応じて評価できるよう細分化したり、伸び率評価において傾斜配分を取り入れるなどの見直しが行われています。今までと同様「糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況」及び「収納率向上に関する取組の実施状況」に最高点が配点されていますが、「後発医薬品の使用割合」の配点が大きく引き上げられています。また、平成30（2018）年度の評価指標のうち実施見込で判定されていた項目について、実施状況を踏まえた調整を平成31（2019）年度分の評価に反映されることも明記されております。

県版保険者努力支援制度で財政面でも

市町を支援

県では、国保連合会と連携した各種研修や徴収指導員派遣事業の実施、糖尿病重症化予防プログラムの策定等により市町村の取組を支援していくとともに、平成30（2018）年度より国の保険者努力支援制度（都道府県交付分）とこれまでの県調整交付金の一部を財源として、県版保険者努力支援制度を開始しました。国の保険者努力支援制度では十分に評価されない市町村の取組についても適切な評価指標を設定してインセンティブを付与し、市町村の取組を財政面でも支援していきたいと考えています。

市町の皆様の取組が交付金の交付額に影響します。それぞれの取組が効果をあげるにより、医療費適正化、さらに国保財政の安定化が図られますので、市町におかれましては、是非、各指標に係る取組を推進していただきますようお願い申し上げます。





目が離せない！魅力たっぷり下野市！

おち あい み ほ
落合 美穂

下野市 市民生活部
市民課 保険年金グループ 主事

国保経験年数
2年6カ月

【私の街自慢】

市内に3つの駅があり、国道4号線が南北に横断する下野市は栃木県内・県外どちらにも好アクセスな街です。もちろん市内も見所は沢山！美味しいグルメや市内イベントが目白押しです。今年の4月には天平の丘公園内にデリカカフェ「10picnic tables」とシェアスペース「夜明け前」がオープンしました。これからも目が離せない下野市、皆さんも遊びに来てみませんか？

【趣味・特技】

映画鑑賞、旅行

【健康法・ストレス解消法】

「美味しいものを食べること」です。これに美味しいお酒が入ると尚効果あります。

【国保事務を担当しての感想・意見など】

3年目に突入しましたが、制度の改革によって今年度の国保事務は変更点が多いため、何でも知っている先輩にはなりきれず…1年目同様に勉強の日々を過ごしています。変化に富んだ今年度の国保事務に携わる身として、初心を忘れずに周りの方々と相談・確認を怠らないことが大切であると、毎日の業務を通して感じております。

【最近気になること】

天平の丘公園内の「10picnic tables」（「テンピック」と略すそうです。）にて月に1度、ビアガーデンをやっているそうなんです！まだ行けていないので、同期の皆と一緒にいきたいなと思っています。

自然豊かな茂木町

すぎ やま ひろ たか
杉山 浩崇

茂木町 住民課
国保年金係 主任

国保経験年数
0年6カ月

【私の街自慢】

茂木町は町全体が八溝山系に含まれています。里山の棚田、アユや鮭が遡上する那珂川に代表される豊かな自然が自慢です。また、「ツインリンクもてぎ」や「道の駅もてぎ」、真岡鉄道のSLなど、自然以外の観光資源にも大変恵まれています。

【趣味・特技】

おいしいものを食べること 動画観賞

【健康法・ストレス解消法】

週末は家族でおいしいものを食べに行ったり、ショッピングなどにしかけることが多いです。また、田畑の草刈りなどをして、体を動かしています。

【国保事務を担当しての感想・意見など】

国保の事務を担当するようになって早くも6か月が経ちました。まだまだ覚えることが多く、周囲の優しい先輩方の助けを借りながら日々勉強をしています。早く一人前となり、被保険者の方にしっかり対応できるよう今後も努力していきたいと思っています。

【最近気になること】

今年から水稻を作り始めたこともあり、稲の生長や台風の進路、あぜ道の雑草、イノシシの獣害などが心配で気になっています。



私の趣味と健康法 「いちご市」の一員として



鹿沼市 市民部 保険年金課長

川田 謙

現在、私は「いちご市」の一員です。健康法と言えるほどのことは何もしていませんが、肥満予防に対する意識を持ちながら、風呂上がりに体重計に乗って、前日の数値との増減に一喜一憂する日常です。

人間ドック検診では、腹囲測定で若干の緊張感を抱きながら、息を吐いた後も腹筋を緩めない技法を駆使して85cm以内を確保していますが、数年前から逆流性食道炎を指摘されています。しかし、自覚症状が何もないため通院や服薬をするわけでもなく、少し気になって職員に相談したら、それは老化現象の一種だから仕方がないと言われました。

医療費を抑制するには、私たちが病気になるしないことですし、出来ることなら病院で治療を受けるようなことにはなりたくないと思うのは誰でも同じです。

ここからは私の勝手な妄想ですが、もしも、予防が進んで患者がどんどん減っていったら、今の制度では医療機関や関連企業などの売上も減ってしまい、医療関係のお仕事に従事する多くの皆さんにしてみれば利害が衝突する話ですから、予防が大切とは言いながら、なかなかリアリティーを帯びて来ないのは、どこか未知の領域で阿吽の呼吸が存在しているのだと解釈して、今のところ予防は個人の余暇活動として愉しむものなのだろうと思っています。

獨協医科大学の小橋教授によれば、生活習慣病はどこまでが自己責任なのかという視点でとらえると、多くの病気は生活習慣だけではなく、親からもらった体質と長年にわたる環境の積み重ねで発症するもので、例えば、どんな上司のもとで働いてきたかなどの社会的要因が絡み合い、決して自己責任だけでは片付けられないのだということです。

何はともあれ、健康維持は自分や家族のために取り組むもので、自分に備えられているものを、大切にそつなく活用しながら実践する生活行為として継続していきたいと思っています。



ほんの少しだけ話題になりました

保険者 だより



日光仮面

ニコニコ 楽しく 健康づくり

～生活習慣病予防事業～

【日光市】

日光市では、各地域の公民館にて生活習慣病予防事業として、料理教室やエクササイズ教室などを行っています。

地域の食材を使った料理教室や低カロリー・減塩となる調理方法、自宅でもできるストレッチ方法などをご友人やご夫婦と一緒に楽しく学べる内容となっています！



地元食材を活用した健康調理教室



健康エクササイズ教室



メタボ予防料理教室



バレトン教室

リポート REPORT

平成30年度国民健康保険料（税） 徴収実務研修会

徴収実務の基礎を学ぶ

8月3日（金）、本会9階901会議室において「平成30年度国民健康保険料（税）徴収実務研修会」を開催し、栃木県及び市町徴収担当者30名が受講した。

講師に、特定非営利活動法人ローカルガバメント・ネットワーク副理事長の川井幸生氏を迎え、「納付折衝の進



め方」についての講演がなされた。神奈川県横浜市における実際の事例を交えつつ、実践的な内容で講演が進んでいった。

その後、5班に分かれグループ討議が行われた。差押えの競合、時効の中断、書類の送達方法などの事例について、対応と根拠を討議し、代表者から発表が行われた。各班の発表後には川井氏からの助言があった。

受講者アンケートには「わかりやすく実務で使える内容であった」「具体的な事例や、窓口・電話相談での滞納者との話し方など、実践的な内容があり、わかりやすかった」「合理化できる部分は合理化し、滞納整理を進めていきたい」などの意見が多く見られ、徴収実務を行っていくうえでの知識や手法を学ぶことができた実りある研修会となった。



平成30年度 全国国保主管課長研究協議会

国保事業の諸問題を研究協議

8月22日（水）、東京都・日本青年館ホールにおいて、「平成30年度全国国保主管課長研究協議会」が国保中央会主催のもと開催された。本協議会は、国保事業運営上の諸問題の研究協議を目的としており、全国から約780名、栃木県からは計14名が参加した。

午前の部では、厚生労働省保険局国民健康保険課長野村知司氏から「新国保制度を取り巻く最新の状況について」と題し、保険者努力支援制度における平成31年度の評価指標のほか、高齢者数がピークを迎える2040年を展望した社会保障改革について講演がなされた。

また、政策研究大学院大学教授島崎謙治氏からは「新国保制度施行と今後の展開について」と題し講演がなされた。はじめに昭和30年頃に作製された岩手県国保の取組に関する映像により国保の原点を再認識したうえで、一般の国保制度改革の位置付けや課題についての説明があった。

新たな国保制度で見えてきた課題への対応を共有

午後の部では、「新国保制度施行で見えてきた課題への対応について」をテーマとしたシンポジウムを島崎氏の

司会のもと開催。

今回のシンポジウムでは4団体からの事例発表があり、大阪府は府内の統一保険料率の実現に向けた取組について、香川県からは県内の医療費が高いことに着目した医療費適正化の取組について説明。さらに、静岡県富士市は保険者努力支援制度の半数の項目で満点を獲得した各種の対応について、また、北海道国保連合会からは北海道クラウド導入までの具体的な取組について、それぞれ発表があった。

また、事例発表の後、島崎氏の進行により活発な議論が行われたほか、厚生労働省保険局国民健康保険課島添課長補佐からの助言を受け、実りのある内容となった。



あはき療養費に関する受領委任の 取扱いについての保険者説明会

受領委任制度の趣旨及び導入に伴う 変更等について説明

8月23日（木）、本会9階大会議室において「あはき療養費に関する受領委任の取扱いについての保険者説明会」を開催し、担当者30名が参加した。

はじめに、栃木県保健福祉部国保医療課の薄井猛生氏からは、受領委任制度のもとでは、施術所、施術者が契約に基づく一定のルールで請求等を行うことになるため、地方厚生（支）査が迅局での指導・監速化され、不正対策が図られるといった制度の主旨について説明がなされた。

また本会担当職員からあはき受領委任契約に係る委任状の取り扱いについて、受領委任制度の参加時期による委任状の提出期日等の説明がなされた。



続けて、受領委任導入に伴う事務処理等の変更点について触れ、受領委任に参加し、かつ本会に審査会が設置された場合に、想定される支給決定時期等の日程や、保険者毎に制度参加時期が異なる場合の懸案事項について説明併せて、審査会の設置に関する本会の対応状況が示された。すべての説明終了後、質疑応答を行い閉会となった。



平成30年度第1回保健事業専門研修

各市町の情報を共有し 受診率向上を目指す

8月29日（水）、本会9階大会議室において「平成30年度第1回保健事業専門研修」を開催し、市町保健事業担当者56名が参加した。

午前の部では、国保データベース（KDB）システムについての説明後、国民健康保険中央会の成瀬沙弥華氏から、「国保データベース（KDB）システムを活用した保健事業の進め方」について講演。午後の部では、株式会社キャンサースキャンの岩瀬氏、中嶋氏を講師に迎え、「受診率を上げる！ソーシャルマーケティング実践研修」と題し、講義が行われた。その後、「特定健診受診率向上について」の議題について、グループに分かれ意見交換が行われた。受講者アンケートには「他市町での取り組み、現状を知ることができ参考となった」との意見が多く、有意義な研修会となった。



平成30年度国保事務担当職員研修会

国保制度改革と諸問題について学ぶ

9月5日（水）、本会9階大会議室において「平成30年度国保事務担当職員研修会」を開催し、市町担当者40名が参加した。

はじめに、栃木県保健福祉部国保医療課長補佐の小林勲氏より「国保制度改革と諸問題」と題し講演。その後、市町から提出された「保険給付」「資格得喪」の議題について、栃木県からの助言を踏まえた分科会が実施され、活発な意見交換が行われた。アンケートには「他市町との情報共有ができてよかった」「業務の問題点と解決策を共有することができた」などの意見があり、実りある研修会となった。



まちのヘルシーグルメを見つけた!

第3回で紹介するお店は道の駅サシバの里いちかい（市貝町）内で営む『カフェ 三四八』。

コーヒーやカフェラテなどの飲み物のほか、道の駅直売の、新鮮な野菜を使ったメニューをいただくことができるカフェです。

おいしいパンと野菜で贅沢な朝食を

お店に向かうとすでに常連のかたと思われるお客様が数名お食事を楽しんでいました。注文したのは「トーストセット」。食欲そそる香りのパンに新鮮な野菜、飲み物がついた満足感のあるセット。パンと野菜とカフェラテの相性は抜群であっという間に完食してしまいました。

さらにヘルシーなスマートミールは数量限定

お店についた時には残念ながら完売となっていました。さらにヘルシーな「スマートミール」も大変好評だそうです。野菜の量が多かったり、ドレッシングをヘルシーなものにしたりと工夫が凝らされた数量限定のメニューとなっています。

店長にお話をうかがうと「よりヘルシーなスマートミールは朝8時～10時までの数量限定となっています。特に土日はスマートミールが人気で、10時前に完売となってしまうこともあります。」とのことでした。

長いドライブで疲れた際には道の駅で一休み、そして「カフェ 三四八」を訪れ、優しい味に癒されてはいかがでしょうか。



トーストセット

600円(税込) ※飲み物付き



人気の「スマートミール」は 800 円 (税込)



里山ふれあいスペース内にて営業中!



道の駅サシバの里いちかい カフェ三四八

住 所 / 芳賀郡市貝町大字市場 1270

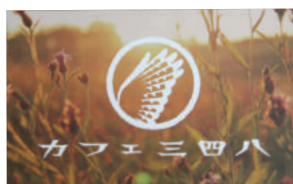
☎ 0285-81-6575

営業時間 / 7:00 ~ 18:00 (夏期)

7:00 ~ 17:00 (冬期)

【定休日】木曜日

※道の駅の運営に合わせております



■ 平成 30 年度市町健康まつりにおいて骨密度測定等を実施いたします

今年度も下記日程にて、健康まつり等のイベントを支援いたします。
(平成30年10月1日以降実施予定のものを掲載)

日 程	保 険 者	場 所	時 間
10月13日(土)	日光市	日光運動公園	8:30～17:00
	那須塩原市	那須塩原市西那須野保健センター 1 階 (健康長寿センター内)	9:30～15:00
10月14日(日)	野木町	野木町公民館	10:00～14:00
10月21日(日)	鹿沼市	鹿沼市民情報センター	9:00～12:30
	栃木市	栃木市岩舟健康福祉センター(遊楽々館)	9:45～14:00
10月27日(土)	茂木町	旧逆川中学校	10:00～14:00
10月28日(日)	真岡市	真岡市総合福祉センター	9:30～12:00
	壬生町	壬生町保健福祉センター	9:30～14:30
	さくら市	氏家体育館	10:00～15:00
11月3日(土)	矢板市	矢板市体育館	10:00～14:00
11月4日(日)	佐野市	佐野市田沼グリーンスポーツセンター	10:00～15:00
11月11日(日)	芳賀町	芳賀町役場	9:30～14:00
	小山市	栃木県立県南体育館	8:30～16:00
11月17日(土)	益子町	益子町町民センター	9:00～14:00
11月18日(日)	市貝町	市貝町中央公民館	9:00～14:00
2月17日(日)	那須塩原市	いきいきふれあいセンター	9:00～15:00



栃木の国保

VoL.68 2018.9/AUTUMN

編集者 高橋 郁夫
 発行者 栃木県国民健康保険団体連合会
 〒320-0033 宇都宮市本町3番9号
 ☎028-622-7242
 編 集 伴印刷株式会社
 〒320-0024 宇都宮市栄町6番10号
 ☎028-622-8901 / FAX 028-622-4525

編集後記

AUTUMN号の編集をはじめた頃はセミが鳴く、連日の猛暑でしたが、今ではコオロギの鳴き声へと変わり、すっかり秋の模様となっています。

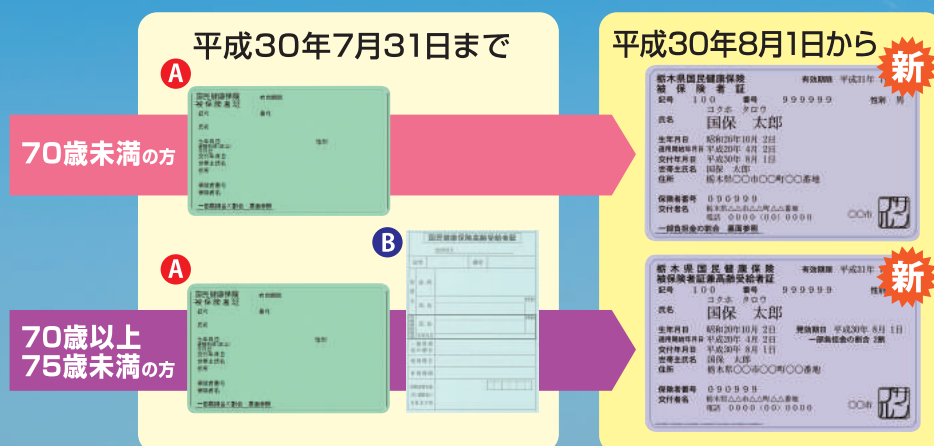
今回の記事で、栃木SCの廣瀬選手もおっしゃっていました、秋は食べ物がおいしい季節です。今まではあまり、「旬」というものを意識していませんでしたが、少しばかり意識を向けて日々生活してみようかと思えます。(O.T)

平成30年8月から

ひ ほ けん しゃ しょう

被保険者証の 様式が変わります！

70歳以上75歳未満の方は **A** 被保険者証と **B** 高齢受給者証が一体化されます！



※平成30年7月31日限りで古い被保険者証（高齢受給者証）は使えません。

市町国民健康保険担当窓口へお返してください。

※平成30年8月1日から国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）が新しくなります。

下記に当てはまる方は14日以内に手続きが必要です。

☒ 職場の健康保険
を抜けた方

☒ 国保加入者でほかの市区
町村から転入してきた方

☒ 職場の健康保険
に加入した方

栃木県・市町国民健康保険

栃木県国民健康保険団体連合会